

意見書（案）第39号

大学への政治介入を強める国立大学法人法改正の廃止を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月21日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	前田まい
賛成者	〃	伊沢けい子

## 大学への政治介入を強める国立大学法人法改正の廃止を求める意見書

国立大学法人化後、国は、大学運営にかかわる基盤的経費（運営費交付金）を10年近くかけて1割以上カットし、「稼げる大学」に変身することを求めてきた。

さらに政府は、10月20日招集の臨時国会において、国立大学法人法の一部を改正する法律案を提出した。国会審議の中で、本法案の策定過程が不透明かつ立法事実を示す公文書が残されていないことが明らかになったにもかかわらず、十分な審議も尽くされずに12月13日に可決成立した。

同法は、一定規模以上の国立大学に事実上の最高意思決定機関となる「運営方針会議」なる合議体を設置して、大学の運営・研究・教育にかかわる方針（中期目標・中期計画）や資源配分の在り方（予算・決算）を決定する権限を与えると定めている。運営方針会議が学長に対する改善要求権及び実質的な解任権を持つことから、学長は、学内の組織よりも運営方針会議の意向を優先しなければならなくなる。それは、学内の構成員が今後の大学の在り方や大学内部の資源配分について発言する権限を実質的に奪われるということでもある。大学運営の主要方針を決定する大きな権限を運営方針会議に与え、制度的に大学の自治、学問の自由を侵害するものである。

しかも、運営方針委員は、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命、解任することとされている。運営方針委員の人選において政府の意向を意識せざるを得ないものとなっており、外部からの干渉を受けず、学内構成員での意思決定、管理、運営を基本とする大学の自治に反する。

さらに、国立大学法人による債券発行や土地貸付けを容易にする規制緩和が行われ、基盤的経費の不足を補うために土地の利活用を奨励するような規定によって、大学の公共性や公益性、大学において最も重要な教育研究環境が損なわれかねない。また、大学が債券を発行して、利払いが困難になったときには、教職員の労働条件の改悪、学生への授業料値上げなどのしわ寄せがもたらされる懸念もある。

本市においても、国立天文台の土地の利活用が進められようとしているが、国民の公共財産である基礎研究機関が失われかねない状況を生んでいる。また、このような制度改正は、日本学術会議会員の任命拒否問題に通じる学問、学術研究への政治介入である。

同法は、「稼げる大学」といわれる国際卓越研究大学の体制整備のための事項を国立大学法人全体に及ぼそうとするものとなっている。選択と集中を推し進め、高コスト、非効率とされる学問分野を切り捨て、稼ぐためにはデュアルユース（軍民両用）の名で軍事転用も許容し、トップダウンで学問分野の再編、淘汰を進めるやり方では、研究力や教育力を低下させることにしかならない。

国は、誰もが大学で学び研究する権利を保障するために大学政策を根本的に転換すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国立大学法人法改正を廃止し、国立

大学の安定的運営に不可欠な基盤的経費の充実と安定財源化に努めるよう、要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月21日

三鷹市議会議長 伊藤俊明